

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等			現行の手引きの内容	改訂案
1	第1章	P.1,2	4. 用語解説	<ul style="list-style-type: none"> ・即時性 食物アレルギーの最も典型的な病型。原因植物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状は蕁麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまであり、ほとんどはIgE抗体が関係する。 ・口腔アレルギー症候群 IgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状をさすが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどである。花粉のアレルギーを有する児童・生徒がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べた時に、食後5分以内に口腔内の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリ、イガイガ、腫れぼったいなど）が誘発される。加熱した果物では反応しないことがほとんどである。 ・食物依存性運動誘発アナフィラキシー アナフィラキシーの中でも、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合がある。 多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。 発症した場合は、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状にいたるので注意が必要。原因食品の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・即時性：原因物質は年齢によって異なり、 乳児から幼児 鶏卵、牛乳、小麦、ピーナッツ、木の実類、魚卵 学童期以降 甲殻類、魚類、小麦、果物類、木の実類など 食物アレルギーの最も典型的な病型。原因植物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状は蕁麻疹のような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまであり、ほとんどはIgE抗体が関係する。 ・口腔アレルギー症候群：果物、野菜、大豆など IgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状をさすが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどである。花粉のアレルギーを有する児童・生徒がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べた時に、食後5分以内に口腔内の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリ、イガイガ、腫れぼったいなど）が誘発される。加熱した果物では反応しないことがほとんどである。 ・食物依存性運動誘発アナフィラキシー：小麦、エビ、果物など アナフィラキシーの中でも、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合がある。 多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。 発症した場合は、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状にいたるので注意が必要。原因食品の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。
2	第2章	P.3 (P.10)	1. 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針 (1. 除去食の対応について)	<p style="text-align: center;">第2章 学校給食における食物アレルギー対応について</p> <p>1. 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針</p> <p>アレルギーを有する児童・生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができるよう、食物アレルギー対応に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童・生徒にも給食を提供できるよう努める。そのためにも安全性を最優先とする。 ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に対応を行う。 ・「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。 ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする。 ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み過度に複雑な対応は行わない。 	<p style="text-align: center;">第2章 学校給食における食物アレルギー対応について</p> <p>1. 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針</p> <p>アレルギーを有する児童・生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができるよう、食物アレルギー対応に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童・生徒にも給食を提供できるよう努める。そのためにも安全性を最優先とする。 ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に対応を行う。 ・「学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。 ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応とする。 ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み過度に複雑な対応は行わない。


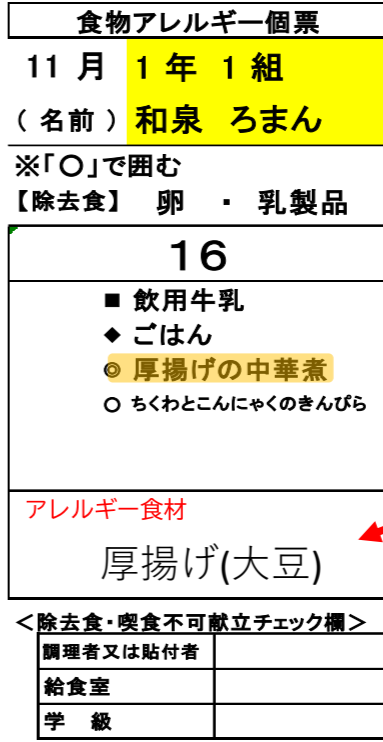
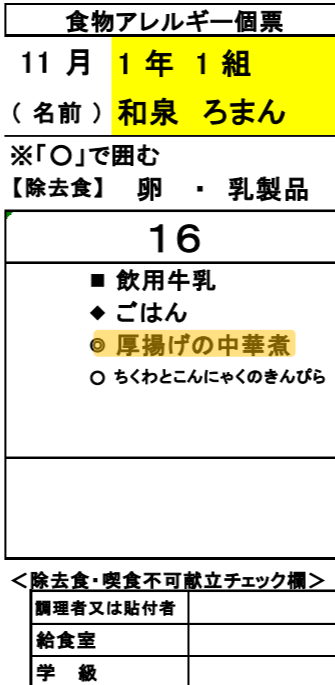

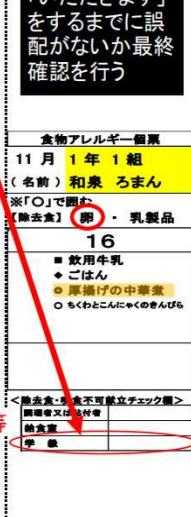
意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等	現行の手引きの内容	改訂案															
3	P. 7~8 第2章	<table border="1"> <tr> <th>校長</th> <th>学級担任</th> <th>給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。 対応委員会を設置・開催し、食物アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を定める。 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。 職員の間で理解が得られるように指導する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの要配慮児童・生徒の情報を共有する。 薬やエビデンスの保管場所について情報を共有する。 給食提供時のチェック方法について周知し、確認する。 食物アレルギー対応にかかわる研修会を開催する。（※イベントの使用・事故対応シミュレーション等） ヒヤリハット事例を踏まえ、校内の対応体制を確認する。 関係機関及び消防機関と連携をとる。 事故・ヒヤリハットが発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーに対する正しい認識を持つ。 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。 保護者と面談した際、児童・生徒の実態や保護者の要望等を確認しておく。 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 学校の児童・生徒に対し食物アレルギーについての指導を行う。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの危険性、食物アレルギーを引き起こす原因食物の除去は好き嫌いではないこと、お弁当を持参することを指導する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の状況について、保護者の同意のもと、クラス他の児童・生徒に周知し、共通理解を図る。 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 </td> </tr> <tr> <th>教諭</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 </td> </tr> </table>	校長	学級担任	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）	<ul style="list-style-type: none"> 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。 対応委員会を設置・開催し、食物アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を定める。 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。 職員の間で理解が得られるように指導する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの要配慮児童・生徒の情報を共有する。 薬やエビデンスの保管場所について情報を共有する。 給食提供時のチェック方法について周知し、確認する。 食物アレルギー対応にかかわる研修会を開催する。（※イベントの使用・事故対応シミュレーション等） ヒヤリハット事例を踏まえ、校内の対応体制を確認する。 関係機関及び消防機関と連携をとる。 事故・ヒヤリハットが発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーに対する正しい認識を持つ。 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。 保護者と面談した際、児童・生徒の実態や保護者の要望等を確認しておく。 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 学校の児童・生徒に対し食物アレルギーについての指導を行う。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの危険性、食物アレルギーを引き起こす原因食物の除去は好き嫌いではないこと、お弁当を持参することを指導する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の状況について、保護者の同意のもと、クラス他の児童・生徒に周知し、共通理解を図る。 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 	教諭	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 	<table border="1"> <tr> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> </tr> <tr> <td>学級担任</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> </tr> <tr> <td>給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）</td> </tr> </table> <p>それぞれの役割に下記内容を追記</p> <p>○個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。（管理職・養護教諭・栄養教諭等、2名以上で面談）</p>	校長	教頭	学級担任	養護教諭	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）
校長	学級担任	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）																
<ul style="list-style-type: none"> 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。 対応委員会を設置・開催し、食物アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を定める。 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。 職員の間で理解が得られるように指導する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの要配慮児童・生徒の情報を共有する。 薬やエビデンスの保管場所について情報を共有する。 給食提供時のチェック方法について周知し、確認する。 食物アレルギー対応にかかわる研修会を開催する。（※イベントの使用・事故対応シミュレーション等） ヒヤリハット事例を踏まえ、校内の対応体制を確認する。 関係機関及び消防機関と連携をとる。 事故・ヒヤリハットが発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーに対する正しい認識を持つ。 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。 保護者と面談した際、児童・生徒の実態や保護者の要望等を確認しておく。 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 学校の児童・生徒に対し食物アレルギーについての指導を行う。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの危険性、食物アレルギーを引き起こす原因食物の除去は好き嫌いではないこと、お弁当を持参することを指導する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の状況について、保護者の同意のもと、クラス他の児童・生徒に周知し、共通理解を図る。 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 																
教諭	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 															
校長																		
教頭																		
学級担任																		
養護教諭																		
給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）																		
4	P. 9 ※成分配合表（和泉市学校給食会成分表など）…	<table border="1"> <tr> <th>養護教諭</th> <th>給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 </td> </tr> </table>	養護教諭	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 	<table border="1"> <tr> <td>養護教諭</td> </tr> <tr> <td>○学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じてホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。</td> </tr> <tr> <td>給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）</td> </tr> <tr> <td>○食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じてホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。</td> </tr> </table>	養護教諭	○学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて ホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）	○食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて ホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。							
養護教諭	給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）																	
<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員と情報共有する。 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 内科検診等の機会を利用し、学校医に学校生活管理指導書の確認を依頼する。 必要に応じて、保護者了解のもと、主治医に対応方法の相談等を行う。 学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、個別の対応方法を立案する。 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。 食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて成分配合表を配付し、チェックしてもらい、確認する。 栄養教諭・学校栄養職員は給食の提供にあたり、献立表や作業工程表・作業動線図を確認するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。 <p><具体的な取り組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 席の配置、給食当番活動、配膳の順、皮膚についた時の対応、クラスの児童・生徒への指導、緊急時の対応等についてアドバイスを行う。 給食時間の巡回等で気付いたことを学級担任に伝えて、アドバイスを行う。 																	
養護教諭																		
○学校の状況に応じて、食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表および必要に応じて ホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。																		
給食担当（栄養教諭・学校栄養職員等）																		
○食物アレルギー対応を行う児童・生徒の保護者に食物アレルギー物質を含む食品が明記された個人別対応献立表及び必要に応じて ホームページ上に掲載されている成分配合表にて、チェックをもらい、確認する。																		

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等	現行の手引きの内容	改訂案
5	P. 14 第3章	<p>2. 具体的な食物アレルギー対応のながれ 【手順2】翌月の給食対応に向けた準備</p> <p>個人別対応献立表 (学校名) 2023年 11月 献立表</p> <p>■ 牛乳は毎日つきます。 ■ 都合により献立の一部を変更することがあります。 ■ 学校給食において、調理工程および加工品等の微量混入(20ppm未満)の可能性は排除できません。</p> <p>【保護者の方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食べることができないメニューについては、メニュー横の「×」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 食べることができないメニューの代わりにの食事を自宅から持参する場合は、メニュー横の「有」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 食べることができないメニューではあるものの、代わりにの食事を自宅から持参しない場合は、メニュー横の「無」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 給食室で「除去食」を用意するメニューにはマーカーを付けています。 <p><記入例></p> <p>「×」の欄を塗りつぶしたメニューについては、必ず「有」か「無」のどちらかを塗りつぶしてください。</p> <p>「除去食」にマーカーを付けています。</p> <p>食べることができないと思われる食材を「網掛け」しています。</p> <p><食材等の内容をご確認のうえ、下記を記入してください></p> <p>1年 1組 児童生徒名 和泉 緑</p> <p>保護者サイン</p>	<p>個人別対応献立表 (学校名) 2023年 11月 献立表</p> <p>■ 牛乳は毎日つきます。 ■ 都合により献立の一部を変更することがあります。 ■ 学校給食において、調理工程および加工品等の微量混入(20ppm未満)の可能性は排除できません。</p> <p>【保護者の方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食べることができないメニューについては、メニュー横の「×」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 食べることができないメニューの代わりにの食事を自宅から持参する場合は、メニュー横の「有」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 食べることができないメニューではあるものの、代わりにの食事を自宅から持参しない場合は、メニュー横の「無」の欄を塗りつぶしてください。 ◆ 給食室で「除去食」を用意するメニューにはマーカーを付けています。 <p><記入例></p> <p>「×」の欄を塗りつぶしたメニューについては、必ず「有」か「無」のどちらかを塗りつぶしてください。</p> <p>「除去食」にマーカーを付けています。</p> <p>食べることができないと思われる食材を「網掛け」しています。</p> <p><食材等の内容をご確認のうえ、下記を記入してください></p> <p>1年 1組 児童生徒名 和泉 緑</p> <p>保護者サイン</p> <p>◆ 「除去食」提供日は7日「厚揚げの中華煮」(卵除去)、14日「クリームシチュー」(乳除去)です。</p>
6	P. 14	<p>①の1つ目の※ ※『成分配合表』は希望する…</p> <p>【手順2】 翌月の給食対応に向けた準備</p> <p>毎月下旬～月末</p> <p>① 食物アレルギー対応を行う児童生徒ごとに翌月の『個人別対応献立表』を作成のうえ、『学校生活管理指導表』を提出している家庭に配付し、月末までに内容確認及び『個人別対応献立表』の返却を保護者に依頼する</p> <p>主な担当者：養護教諭・栄養教諭等</p> <p>※『成分配合表』は、希望する家庭に配付</p> <p>※教育委員会が提供するデータを用い、食物アレルギー対応を行う児童生徒ごとにアレルギー食材を抽出した『個人別対応献立表』を作成のうえ保護者に配付</p> <p>※保護者の内容確認と同時並行で、学校においても養護教諭・栄養教諭等の二者以上の職員が内容確認を行う</p>	<p>【手順2】 翌月の給食対応に向けた準備</p> <p>毎月下旬～月末</p> <p>① 食物アレルギー対応を行う児童生徒ごとに翌月の『個人別対応献立表』を作成のうえ、『学校生活管理指導表』を提出している家庭に配付し、月末までに内容確認及び『個人別対応献立表』の返却を保護者に依頼する</p> <p>主な担当者：養護教諭・栄養教諭等</p> <p>※家庭には、ホームページ上に掲載されている『成分配合表』の確認依頼をする。また、献立の変更等で市HPに掲載のない物資がある場合は、各校で成分配合表を確実に家庭に配布する。</p> <p>※教育委員会が提供するデータを用い、食物アレルギー対応を行う児童生徒ごとにアレルギー食材を抽出した『個人別対応献立表』を作成のうえ保護者に配付</p> <p>※保護者の内容確認と同時並行で、学校においても養護教諭・栄養教諭等の二者以上の職員が内容確認を行う</p>

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等	現行の手引きの内容	改訂案
7			
8	2. 具体的な食物アレルギー対応のながれ 【手順2】翌月の給食対応に向けた準備	<p>「×」の欄を塗りつぶしたメニューについては、必ず「有」か「無」のどちらかを塗りつぶしてください。</p> <p>「除去食」にマーカーを付けています。</p> <p>「×」の欄を塗りつぶしたメニューについては、必ず「有」か「無」のどちらかを塗りつぶしてください。</p> <p>食べることができないと思われる食材を「網掛け」しています。</p>	<p>「除去食」に水色ライン、「食べられないと思われる献立」にピンクのラインを引いています。</p> <p>「×」の欄を塗りつぶしたメニューについては、必ず「有」か「無」のどちらかを塗りつぶしてください。</p> <p>食べることができないと思われる食材を「網掛け」しています。</p>
9	第3章		
10	P. 14		
11	対応内容		
12	P. 15	<p>【手順3】 給食提供日前日までの対応</p> <p>③『食物アレルギー個票』を作成する 主な担当者： 栄養教諭等</p>	<p>【手順3】 給食提供日前日までの対応</p> <p>③『食物アレルギー個票』を作成する 主な担当者： 栄養教諭・養護教諭等</p>

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等	現行の手引きの内容	改訂案																												
13	P. 15 第3章	<p>【手順4】給食提供日の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑨ 教室での配膳</td> <td> <p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p> </td> <td> <p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p> </td> <td> <p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	⑨ 教室での配膳	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>	<p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p>	<p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p>		<p>【手順4】給食提供日の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑨ 教室での配膳</td> <td> <p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p> </td> <td> <p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p> </td> <td> <p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p> </td> <td> <p>【飲用牛乳除去】 対象児童の机にカードを貼る</p> <p>1年1組 和泉 ろまんさん 牛乳のみません</p> <p>カード案</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	⑨ 教室での配膳	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>	<p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p>	<p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p>	<p>【飲用牛乳除去】 対象児童の机にカードを貼る</p> <p>1年1組 和泉 ろまんさん 牛乳のみません</p> <p>カード案</p>
対応内容	主な担当者																														
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																											
⑨ 教室での配膳	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>	<p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p>	<p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p>																												
対応内容	主な担当者																														
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																											
⑨ 教室での配膳	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>	<p>※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個票』を確認し、誤配がないように注意する</p> <p>※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う</p> <p>※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する</p> <p>※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p>	<p>(小学校・前期)原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】 保管していた代替食を配膳する</p>	<p>【飲用牛乳除去】 対象児童の机にカードを貼る</p> <p>1年1組 和泉 ろまんさん 牛乳のみません</p> <p>カード案</p>																											
14	P. 16	<p>⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合</p> <p>⑥食物アレルギー個票の貼り付け、除去食の配置 ※除去食に異物が入らないように～ラップ等で蓋をし～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th>主な担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合</td> <td> <p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>『食物アレルギー個票』を貼付し、除去食を所定の場所に配置する</p> <p>※ 除去食に異物が入らないようにラップ等で蓋をし、除去食調理者等は確認欄に名前等を記入した『食物アレルギー個票』を貼付する</p> <p>※ 除去食を専用のおぼんにのせ、『食物アレルギー個票』に間違いがないか確認し、所定の場所に配置する</p> <p>＜貼付イメージ＞</p>	対応内容	主な担当者	⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>	<p>⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合</p> <p>⑥食物アレルギー個票の貼り付け、除去食の配置 ※除去食に異物が入らないように～ラップ等で蓋をし～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th>主な担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合</td> <td> <p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>『食物アレルギー個票』を貼付し、除去食を所定の場所に配置する</p> <p>※ 除去食に異物が入らないように蓋をし、除去食調理者等は確認欄に名前等を記入した『食物アレルギー個票』を貼付する</p> <p>※ 除去食を専用のおぼんにのせ、『食物アレルギー個票』に間違いがないか確認し、所定の場所に配置する</p> <p>＜貼付イメージ＞</p>	対応内容	主な担当者	⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>																				
対応内容	主な担当者																														
⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>																														
対応内容	主な担当者																														
⑥『食物アレルギー個票』の貼付及び除去食の配置 ◆ 除去食の場合	<p>確認</p> <p>食物アレルギー個票 11月 1年1組 (名前) 和泉 ろまん ※「○」で囲む 【除去食】 卵・乳製品</p> <p>16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中薬煮 ○ もくわとこんにやくのきんぴら</p>																														

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等	現行の手引きの内容	改訂案																																																					
15	P. 17 第3章	<p>⑥『食物アレルギー個別票』の貼付及び除去食の配置</p> <p>【手順4】給食提供日の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)</td> <td></td> <td></td> <td>『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 配布の最終確認 (給食室)</td> <td></td> <td></td> <td>『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 教室での配膳</td> <td></td> <td></td> <td>確認 ※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個別票』を確認し、誤配がないように注意する ※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う ※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する ※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する ※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する ※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う</td> <td> <p>【小学校・前期】原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】保管していた代替食を配膳する</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> </td> </tr> <tr> <td>⑩ 喫食前の確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)			『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する		⑦ 配布の最終確認 (給食室)			『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する		⑨ 教室での配膳			確認 ※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個別票』を確認し、誤配がないように注意する ※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う ※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する ※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する ※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する ※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う	<p>【小学校・前期】原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】保管していた代替食を配膳する</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p>	⑩ 喫食前の確認					<p>改訂案</p> <p>⑦ 配布の最終確認 (給食室)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)</td> <td></td> <td></td> <td>『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 配布の最終確認 (給食室)</td> <td></td> <td></td> <td>『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する</td> <td> <p>※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する</p> </td> </tr> <tr> <td>⑩ 喫食前の確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p> <p>※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか、提供しない食品の誤配がないか最終確認を行う</p> <p>提供しない食品が誤配されていないか確認する</p> <p>【飲用牛乳除去】対象児童の机にカードを貼る</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)			『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する		⑦ 配布の最終確認 (給食室)			『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する	<p>※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する</p>	⑩ 喫食前の確認				<p>対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p> <p>※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか、提供しない食品の誤配がないか最終確認を行う</p> <p>提供しない食品が誤配されていないか確認する</p> <p>【飲用牛乳除去】対象児童の机にカードを貼る</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p>
対応内容	主な担当者																																																							
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																																																				
◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)			『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する																																																					
⑦ 配布の最終確認 (給食室)			『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する																																																					
⑨ 教室での配膳			確認 ※ 食缶等に貼付されている『食物アレルギー個別票』を確認し、誤配がないように注意する ※ 担任は、誤食することがないよう本人や他の児童・生徒に除去食について十分に説明を行う ※ 他の児童・生徒の給食配膳時に食物アレルギー対応児童生徒の食器等にアレルギー物質が付着しないよう注意する ※ 必要に応じて食物アレルギー対応児童・生徒の座席を移動する ※ 食物アレルギーを有する児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する ※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う	<p>【小学校・前期】原則、給食室で受け取った除去食を、対象児童の机に最初に配膳する</p> <p>【代替食持参】保管していた代替食を配膳する</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p>																																																				
⑩ 喫食前の確認																																																								
対応内容	主な担当者																																																							
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																																																				
◆ 除去食以外の提供しない食品がある場合 (チーズ、ココアクリーム等)			『食物アレルギー個別票』を提供しない食品を入れた食缶や袋に貼付する																																																					
⑦ 配布の最終確認 (給食室)			『個人別対応献立表』と『食物アレルギー個別票』を確認し、除去食等が正しく配布できているか確認する ※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する ※ 栄養教諭が不在の学校は、検査を行う管理職が確認する	<p>※ 正しく配布できていることが確認できたら、確認者は『食物アレルギー個別票』の「給食室」確認欄に名前や✓等を記入する</p>																																																				
⑩ 喫食前の確認				<p>対応児童・生徒の座席を移動する</p> <p>※ 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う場合は、アレルギー物質に触れることのないように配慮する</p> <p>※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか、提供しない食品の誤配がないか最終確認を行う</p> <p>提供しない食品が誤配されていないか確認する</p> <p>【飲用牛乳除去】対象児童の机にカードを貼る</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p>																																																				
16	P. 18	<p>2. 具体的な食物アレルギー対応のながれ【手順4】給食提供日の対応</p> <p>【手順4】給食提供日の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩ 喫食前の確認</td> <td></td> <td></td> <td>※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人がラップ等の蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(各教室で保管する)</td> <td> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	⑩ 喫食前の確認			※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人がラップ等の蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(各教室で保管する)	<p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p>	<p>【手順4】給食提供日の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応内容</th> <th colspan="4">主な担当者</th> </tr> <tr> <th>栄養教諭等</th> <th>調理員</th> <th>管理職・養護教諭等</th> <th>担任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩ 喫食前の確認</td> <td></td> <td></td> <td>※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人が蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(1学期単位で各教室で保管)最終、食物アレルギー担当者等が保管状況について確認を行う。(廃棄する際は個人情報の取扱いに注意する)</td> <td> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応内容	主な担当者				栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任	⑩ 喫食前の確認			※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人が蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(1学期単位で各教室で保管)最終、食物アレルギー担当者等が保管状況について確認を行う。(廃棄する際は個人情報の取扱いに注意する)	<p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p>																									
対応内容	主な担当者																																																							
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																																																				
⑩ 喫食前の確認			※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人がラップ等の蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(各教室で保管する)	<p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p>																																																				
対応内容	主な担当者																																																							
	栄養教諭等	調理員	管理職・養護教諭等	担任																																																				
⑩ 喫食前の確認			※ 『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う ※ 最終確認を終えたら、『食物アレルギー個別票』の「学級」確認欄に名前等を記入する ※ 「いただきます」をしたら、本人が蓋を取るところを確認する ※ 食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個別票』を外し、専用ファイルに貼付する(1学期単位で各教室で保管)最終、食物アレルギー担当者等が保管状況について確認を行う。(廃棄する際は個人情報の取扱いに注意する)	<p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> <p>食物アレルギー個別票 11月 1年 1組 (名前) 和泉 ろまん ※「O」で開く 【除去食】(卵)・乳製品 16 ■ 飲用牛乳 ● ごはん ● 厚揚げの中身 ○ ちくわん・かき揚げ</p>																																																				

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等		現行の手引きの内容	改訂案
17	第3章	P. 15	<p>【参考】R5年度案</p>  <p>【手順3】給食提供日前日までの対応</p>	<p>現行アレルギー個票改訂案</p>  <p>個票作成時に個別配布献立表を確認し、対象となる食べることができない食材を転記する</p>
18		P. 15	<p>現行アレルギー個票</p>  <p>対応内容</p>	<p>アレルギー食材</p> <p>厚揚げ(大豆)</p>
19		P. 16~18	<p>【手順4】給食提供日の対応</p>	<p>【手順4】給食提供日の対応</p>
20		P. 18	<p>2. 具体的な食物アレルギー対応のながれ</p> <p>【手順4】給食提供日の対応</p> <p>⑩ 喫食前の確認</p> <p>※『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う</p> <p>※最終確認を終えたら、『食物アレルギー個票』の「学級」確認欄に名前等を記入する</p> <p>※「いただきます」をしたら、本人がラップ等の蓋を取るところを確認する</p> <p>※食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個票』を外し、専用ファイルに貼付する(各教室で保管する)</p> <p>「いただきます」をするまでに誤配がないか最終確認を行う</p> 	<p>⑩ 喫食前の確認</p> <p>※『個人別対応献立表』を見て、適正に除去食又は持参した代替食が配膳できているか最終確認を行う</p> <p>※最終確認を終えたら、『食物アレルギー個票』の「学級」確認欄に名前等を記入する</p> <p>※「いただきます」をしたら、本人が蓋を取るところを確認する</p> <p>※食缶等に貼付されていた『食物アレルギー個票』を外し、給食喫食中は個票を正面黒板の廊下側に掲示し、喫食後専用ファイルに貼付する。(1学期単位で各教室で保管)</p> <p>最終、食物アレルギー担当者等が保管状況について確認を行う。(廃棄する際は個人情報の取扱いに注意する)</p> 

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等			現行の手引きの内容	改訂案																																																								
21	第4章	P. 25	C エピペンの打ち方		 <p style="color: red;">学校におけるアレルギー疾患対応資料：文部科学省(動画)</p>																																																								
22		P. 29	経過記録表		大阪府教育委員会のものに変更する																																																								
23	様式1裏面		希望する対応内容	<p>※以下、食物アレルギー除去食・給食停止の実施が必要な場合に記入してください。</p> <p style="text-align: center;">食物アレルギー除去食・給食停止実施申請書</p> <p>食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり学校生活管理指導表(診断書、意見書等)を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="667 1144 1602 1564"> <tr> <td>(ふりがな)児童・生徒名</td> <td>新学年</td> <td>年</td> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>希望する対応内容 (該当項目にチェック)</td> <td colspan="6"> <input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かかりつけの医療機関</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※食物アレルギーに係る学校給食費返金等の申請書類が別途ございます。</p>	(ふりがな)児童・生徒名	新学年	年	生年月日	年	月	日	希望する対応内容 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他()						緊急連絡先	続柄		電話番号				かかりつけの医療機関	続柄		電話番号				<p>※以下、食物アレルギー除去食・給食停止の実施が必要な場合に記入してください。</p> <p style="text-align: center;">食物アレルギー除去食・給食停止実施申請書</p> <p>食物アレルギーによる学校給食への対応について、次のとおり学校生活管理指導表(診断書、意見書等)を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1765 1144 2686 1564"> <tr> <td>(ふりがな)児童・生徒名</td> <td>新学年</td> <td>年</td> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>希望する対応内容 (該当項目にチェック)</td> <td colspan="6"> <input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かかりつけの医療機関</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="color: red;">返金については別途定められた基準に沿って対応させていただきます。</p>	(ふりがな)児童・生徒名	新学年	年	生年月日	年	月	日	希望する対応内容 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他()						緊急連絡先	続柄		電話番号				かかりつけの医療機関	続柄		電話番号			
(ふりがな)児童・生徒名	新学年	年	生年月日	年	月	日																																																							
希望する対応内容 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他()																																																												
緊急連絡先	続柄		電話番号																																																										
かかりつけの医療機関	続柄		電話番号																																																										
(ふりがな)児童・生徒名	新学年	年	生年月日	年	月	日																																																							
希望する対応内容 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 除去食希望 《 <input type="checkbox"/> 卵類 ・ <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 》 <input type="checkbox"/> 給食停止希望 <input type="checkbox"/> 給食一部停止希望 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 <input type="checkbox"/> ごはん停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 弁当(または代替食)持参(食物名) () <input type="checkbox"/> その他()																																																												
緊急連絡先	続柄		電話番号																																																										
かかりつけの医療機関	続柄		電話番号																																																										

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等			現行の手引きの内容	改訂案																															
24	様式2 様式5	対応内容 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)			様式に記入例を追加する																															
25	様式9	3 アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか	<p style="text-align: right;">様式 9</p> <p>食物アレルギー面談シート 【面談日 年 月 日】 同席者【管理職()・養護教諭・栄養教諭・その他()】</p> <p>児童・生徒名: _____</p> <p>【把握事項】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">チェック欄</th> <th style="width: 35%;">質問内容</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>アレルギーの原因食品は何ですか。</td> <td>卵 マヨネーズ(可・不可)</td> <td>いか</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>魚 卵(卵白/可、不可)</td> <td>魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。</td> <td> ◆アレルギー (有・無) ◆運動誘発性 (有・無) </td> <td> ◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無) </td> </tr> </tbody> </table>	チェック欄	質問内容	メモ		1	アレルギーの原因食品は何ですか。	卵 マヨネーズ(可・不可)	いか			魚 卵(卵白/可、不可)	魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)	3	アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。	◆アレルギー (有・無) ◆運動誘発性 (有・無)	◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無)	<p style="text-align: right;">様式 9</p> <p>食物アレルギー面談シート 【面談日 年 月 日】 同席者【管理職()・養護教諭・栄養教諭・その他()】</p> <p>児童・生徒名: _____</p> <p>【把握事項】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">チェック欄</th> <th style="width: 35%;">質問内容</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>アレルギーの原因食品は何ですか。</td> <td>卵 マヨネーズ(可・不可)</td> <td>いか</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>魚 卵(卵白/可、不可)</td> <td>魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。</td> <td> ◆アレルギー (可・否) ◆その他 () ◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無) ◆運動誘発性 (有・無) </td> <td> ◆原因となった食材 () </td> </tr> </tbody> </table>	チェック欄	質問内容	メモ		1	アレルギーの原因食品は何ですか。	卵 マヨネーズ(可・不可)	いか			魚 卵(卵白/可、不可)	魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)	3	アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。	◆アレルギー (可・否) ◆その他 () ◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無) ◆運動誘発性 (有・無)	◆原因となった食材 ()
チェック欄	質問内容	メモ																																		
1	アレルギーの原因食品は何ですか。	卵 マヨネーズ(可・不可)	いか																																	
		魚 卵(卵白/可、不可)	魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)																																	
3	アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。	◆アレルギー (有・無) ◆運動誘発性 (有・無)	◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無)																																	
チェック欄	質問内容	メモ																																		
1	アレルギーの原因食品は何ですか。	卵 マヨネーズ(可・不可)	いか																																	
		魚 卵(卵白/可、不可)	魚の種別() 鶏卵(可、不可) 鶏卵(可、不可)																																	
3	アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こしたことはありませんか。	◆アレルギー (可・否) ◆その他 () ◆アナフィラキシー (有・無) ◆アナフィラキシーショック (有・無) ◆運動誘発性 (有・無)	◆原因となった食材 ()																																	
26			<p>3. 献立作成上の注意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>献立作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日の献立でアレルギー物質を含む食品ができるだけ重複しないように配慮する。 1か月の献立内で同じアレルギー物質が含まれる食品を連続して使用することのないように配慮する。 アレルギー物質を含む食品の除去が可能な調理法の検討を図る。 </div>	<p>3. 献立作成上の注意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>献立作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日の献立でアレルギー物質を含む食品ができるだけ重複しないように配慮する。 1か月の献立内で同じアレルギー物質が含まれる食品を連続して使用することのないように配慮する。 アレルギー物質を含む食品の除去が可能な調理法の検討を図る。 <p style="color: red; font-size: small;">・「そば・落花生・かに・くるみ・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも・生卵・半熟卵・生魚」は使用しません。</p> </div>																																

意見番号	【A】食物アレルギー対応の手引き ページ数・見出し・本文等			現行の手引きの内容	改訂案
27					